

概況（ 年 3 月 31 日現在）

自家用有償旅客運送自動車数	管 轄 区 域 内		全 国
	管 轄 区 域 内	全 国	
覆台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
バス（両）	（ ）	（ ）	（ ）
計（両）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域			
運送する旅客の範囲及び数			

輸送実績（前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日まで）

走行キロ（キロメートル）	管 轄 区 域 内		全 国
	管 轄 区 域 内	全 国	
輸送人員（人）又は運送回数（回）			
運送収入（千円）			

事故件数（前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日まで）

交通事故件数	管 轄 区 域 内		全 国
	管 轄 区 域 内	全 国	
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

備考 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
2 管轄区域内の欄については、運輸監視部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監視部又は運輸支局の管轄区域内の有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。

3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。

4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。

5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 3 号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。

6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。

7 交通事故とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の交通事故をいう。

8 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条の事故をいう。

（厚生省国法施行規則の一部改正）

第十条 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第 419 号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の七第十三号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る）」を加える。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第 111 号）の一部を次のように改正する。

第八条第十二号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る）」を加える。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第十二条 集落地域整備法施行規則（昭和六十二年建設省令第 111 号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る）」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第 151 号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十三号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る）」を加える。

（移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の一部改正）

第十四条 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成十二年運輸省令第 10 号）の一部を次のように改正する。

（建設省令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る）」を「供する自動車」の「（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る）」を加える。

（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第 61 号）の一部を次のように改正する。

（国土交通省令第 61 号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第八十条第一項」を「第七十八条」に改める。